

基準の設定にあたっての基本的な考え方

1. 目的

湯舟地区、玖波7・8丁目地区、栄町地区の3地区で支線交通の実証運行をしていますが、これまでは地域住民と市が協働して支線交通を整備することを念頭に置いて取り組んでいましたので、実証運行の継続を判断する基準を設けていませんでした。

現在は、それぞれの地区ごとに当面の目標を独自に設定して運行を続けている状況ですが、利用状況が低迷したまま長期間実証運行を続けることもできません。

実証運行を継続していく判断をどのような状況なら可とするのか、また、利用状況がどのような状況になれば実証運行から本格運行に移行するのか、一定の基準を設ける必要があると考えます。

【参考】各支線交通の当面の目標

湯舟のりあいタクシー	「1月あたりの利用者数20人」
ひまわりタクシー	「月100人乗車，1台2人の乗車」
栄ぐるりんバス	「収支率15%」

2. 設定する基準の考え方

基準は「実証運行の継続の可否を判断する基準」と「本格運行へ移行する基準」の2つの基準を設定するのが適切と考えます。

また、基準の設定にあたっては、乗合タクシーの基準と定時定路線型バスの基準とは分けて考えたいと思います。